

第3章

計画の内容

基本目標Ⅰ

あらゆる分野における男女共同参画

女性の社会進出が進み、様々な分野で活躍する女性も増えてきました。しかし、男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（GGI）※をみると、2019（令和元）年では、153か国中121位と低い状況にとどまっています。政治参画における分野が特に低く、参画する機会が十分でないといえます。

就労の場では、法律面での整備は進んでいるものの、人々の意識の中に性別による役割分担意識や、男性が厚遇される傾向が残っているために、職務分担や処遇に影響を与えています。その結果、女性が男性と対等な仕事上のパートナーとして扱われなかったり、女性が能力を発揮する機会が失われていたりすることもあります。

また、女性自身の意識の中に、大きな責任を負うことを避ける傾向があり、男女が対等な社会の構成員として責任を分かち合い、多様な意思が政策に反映され、だれもが暮らしやすい社会となるよう、あらゆる分野において女性が男性とともに参画することを推進します。

数 値 目 標

指 標 目 標	実績 H27	現況 R1	目標 R7
審議会等への女性登用率	25.7%	23.4%	40%
市職員における女性管理職の割合 (うち一般行政職員における女性の管理職の割合)	35.6% (29.2%)	34.1% (29.5%) (R2.4.1 現在)	38% (34%)
訪問企業数	—	—	175
人権学習企業等連絡会加盟数	—	—	85
商工会議所、商工会加入企業のうち女性の経営者の割合	—	12.2%	13%
伊賀市農業経営基盤強化促進協議会委員に占める女性委員の割合	8.3%	10.0%	30%
住民自治協議会運営委員の女性の参画率	13.5%	14.7%	30%
男女共同参画ネットワーク会議加入数(個人・団体)	48	56 (団体49、個人7)	60 (団体51、個人9)
女性防災リーダー養成研修修了生人数	—	311人 (単発講座)	45人 (R2～R4 3年間事業)

基本施策Ⅰ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

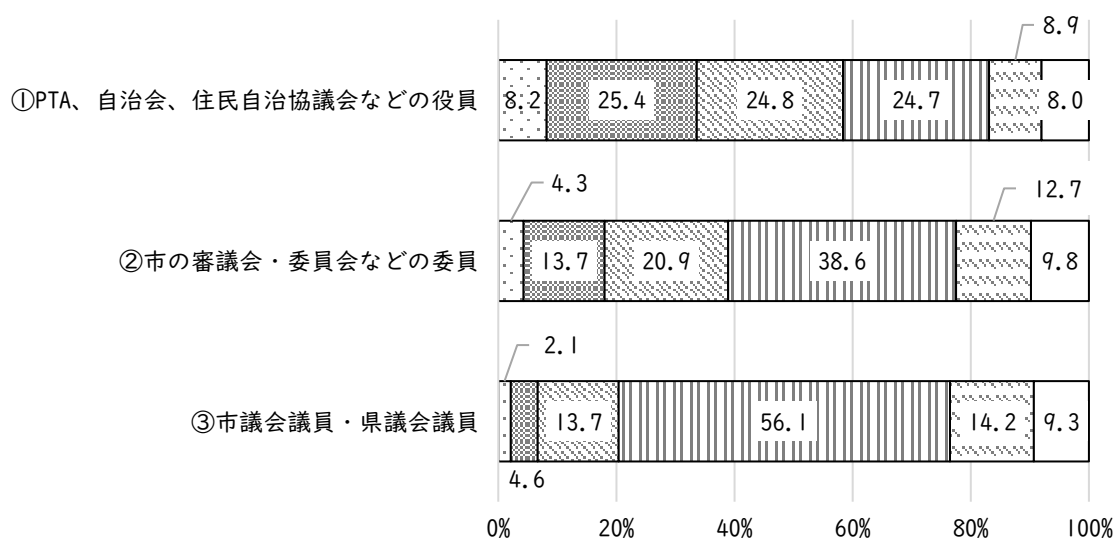
現状・課題

伊賀市において、管理職に占める女性の割合は34.1%（2020（令和2）年4月1日現在）、審議会等委員の女性登用率は23.4%（2020（令和2）年3月31日現在）となっており、この分野で国が掲げた「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標は達成できませんでした。特に、住民自治協議会運営委員会における女性の参画率は14.7%（2019（令和元）年度実績）と、地域活動の分野では女性の参画は進んでいない現状がうかがえます。

意識調査では、意思決定の場へ参画することについて、女性自身があまり積極的でないという結果でした。方針や政策決定などを行う役職に就くことは、より大きな責任を担うことになりますが、女性が男性と対等に活躍し、女性の具体的な意見を取り入れた社会づくりのためには、積極的に参画していく必要があります。

また、職場においては、能力評価は平等であると感じる人が約半数を占めているにもかかわらず、昇進・昇格の面では男性のほうが優遇されていると感じる人が多く、評価に基づいた人員配置が行われるよう啓発していく必要があります。

図6 女性が役職につくことを依頼されたら



- ☐ 引き受ける（引き受けるよう勧める）
- ☐ 分野や時間的余裕など条件によって引き受ける（条件によって引き受けるよう勧める）
- ☐ 家族など身近な者に相談してから（相談してから、決めるよう勧める）
- ☐ 断る（断るよう勧める）
- ☐ わからない
- ☐ 無回答

「伊賀市男女共同参画に関する意識調査（2019（令和元）年）」

具体的施策Ⅰ 市における女性登用の推進

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
1	審議会等委員の女性登用の拡大	審議会等委員に、女性を積極的に登用する必要性の意識を徹底させます。また人材バンクの登録者の活用や、団体への協力要請など、それぞれの審議会等の状況に応じた方法を用いて、女性の登用拡大を進めます。
2	市職員の管理職への女性登用の拡大	日常的な業務分担が男女均等になっていることを、所属長中心に再確認を行うとともに、能力と適性に基づき市女性職員の管理職への更なる積極的登用を推進します。
3	市女性職員の職域拡大	各種研修を通じ、市政を担う市職員の能力向上を図り、性別にとらわれず、それぞれの能力や適性に応じた職員配置を行います。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、市政に関心をもち、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。
- ・市民は、審議会等委員に参画できる機会があれば、積極的に参画するよう努めます。
- ・市民は、市の女性職員登用、職域拡大について理解を深めます。

具体的施策 2

企業や各種団体等の方針決定の場への女性の参画拡大

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

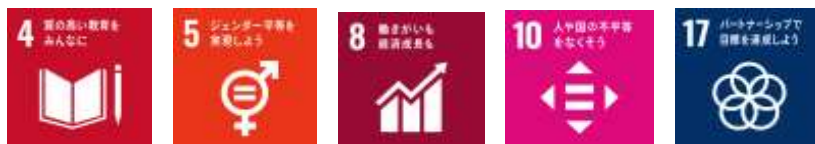
事業		事業の概要
4	企業に対する女性登用の情報提供と啓発	企業における女性の積極的な登用事例紹介などの情報提供、企業訪問、県や関係団体と連携した啓発を通して、企業に対し更なる女性登用を啓発します。

市民・事業者等の役割

- ・事業者は、女性の能力活用、管理職への登用を積極的に進めます。
- ・各種団体等は、女性を積極的に役職者に登用するよう努めます。

具体的施策3 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
5	ポジティブ・アクションの周知及び取り組み促進	国、県等関係機関と連携して啓発を行うとともに、企業・事業所訪問、積極的に女性を登用している事業所の紹介などを通じて、ポジティブ・アクションの理解と取り組みを促進します。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、ポジティブ・アクションについての理解を深めます。
- ・事業者は、ポジティブ・アクションの取り組みを進めます。

基本施策2 雇用における男女共同参画の推進

現 状 ・ 課 題

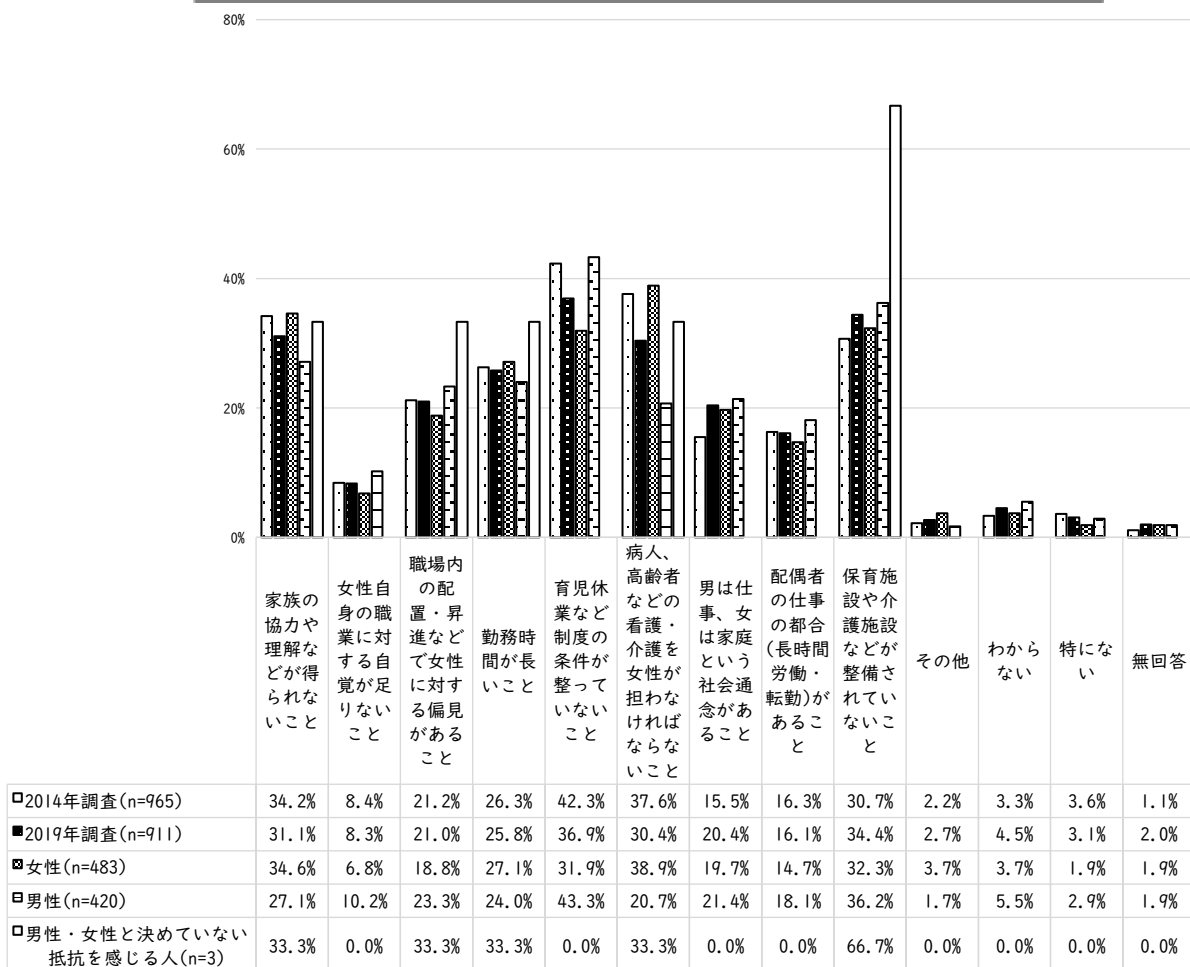
意識調査では、子どもができてみずと職業をもち続けるのがよいと考える人が5割近くを占め、特に若い世代でその意識が高まっている傾向が見られます。また、出産前後で仕事を続けている人の割合も上昇しており、これまでは4割前後で推移してきましたが、最新の調査では、53.1%となっています(2015(平成27)年:第15回出生動向基本調査(夫婦調査))。

育児に関する休暇や休業の制度について、制度はあるものの取得できる環境が整っていないことや保育施設の整備が十分でないことなどが、女性が働き続けるうえでの妨げになっていることが調査結果に表れています。また、家族の協力や理解が得られないことを理由に挙げる人も多く、育児や介護に関する企業の制度の充実などにより、個々の事情に関わらず働き続けることを選択できる環境づくりが求められます。

農業や自営業など家族経営事業所等の場合、家事と仕事の明確な区別がつきにくいという課題があり、女性が目標を持って主体的に参加できる環境づくりが必要です。

一方、「子どもができたなら辞め、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」という考えの人も多く、女性の再就職支援を引き続き行っていく必要があります。

図7 女性が働き続けていくうえで障害になっていること



具体的施策4

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

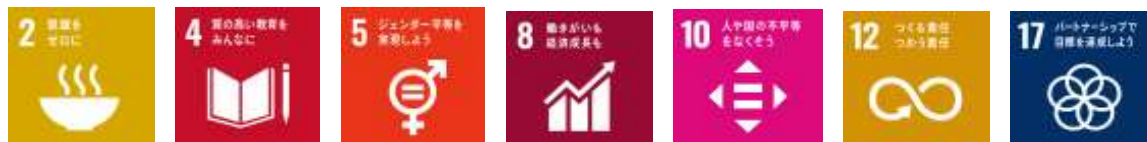
事業		事業の概要
6	雇用に関する関係法令の周知	募集・採用・配置・昇進等に関して、男女間の格差のないよう、事業所に「改正男女雇用機会均等法」をはじめとする関係法令の周知徹底に努めます。
7	労働相談の充実	関係機関と連携し、就業形態、労働条件等の労働問題の全般的な事項について、相談業務の充実を図ることによって女性就業の支援に努めます。
8	働く女性の妊娠・出産に関わる保護等健康管理の啓発	母性保護の周知や、妊産婦の健康管理に関する啓発を推進します。

市民・事業者等の役割

- ・事業者は、法律の趣旨を尊重し、男女の雇用機会均等と労働環境の整備を進めます。
- ・事業者は、労働者が性別にかかわらず、能力と意欲を発揮できる職場環境をつくれます。
- ・事業者は、市が主催する企業セミナー等へ積極的に参加します。

具体的施策5 農林業・自営業等における男女共同参画の促進

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
9	認定農業者制度※、家族経営協定※活用等の促進	農業や自営業など家族経営事業所等において、家族の協力や理解などが得られるよう、家族経営協定※等制度などを活用し支援します。 また、伊賀農業女性ネットワーク※などを通じて、女性の認定農業者などを支援します。
10	自営業に従事する女性への支援	商工会・商工会議所等を通じて、女性は経営のパートナーであることを啓発し、女性の活躍機会の拡大を目指します。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、家族経営協定の締結等、生産や経営における女性の役割を見直し、評価します。
- ・関係組織・団体等は、政策方針決定の場への女性の登用に努めます。

具体的施策6 女性の再チャレンジ支援

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
11	職業能力向上	仕事に必要な資格や技術・職業訓練などの情報収集を行い、情報提供と相談体制の充実を図ります。
12	再就職支援	県や関係機関と連携して、再就職に関する支援や、教育訓練に関する情報提供を行います。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、労働基準法、パートタイム労働法など関連法を学習し、労働者の権利について理解を深めます。
- ・再就職をめざす市民は、職業能力の向上に努めます。
- ・事業者は、多様な形態で働く労働者の労働条件の改善に努めます。
- ・事業者は、再就職者の雇用等、雇用機会の拡大に努めます。

基本施策3 地域社会での男女共同参画の促進

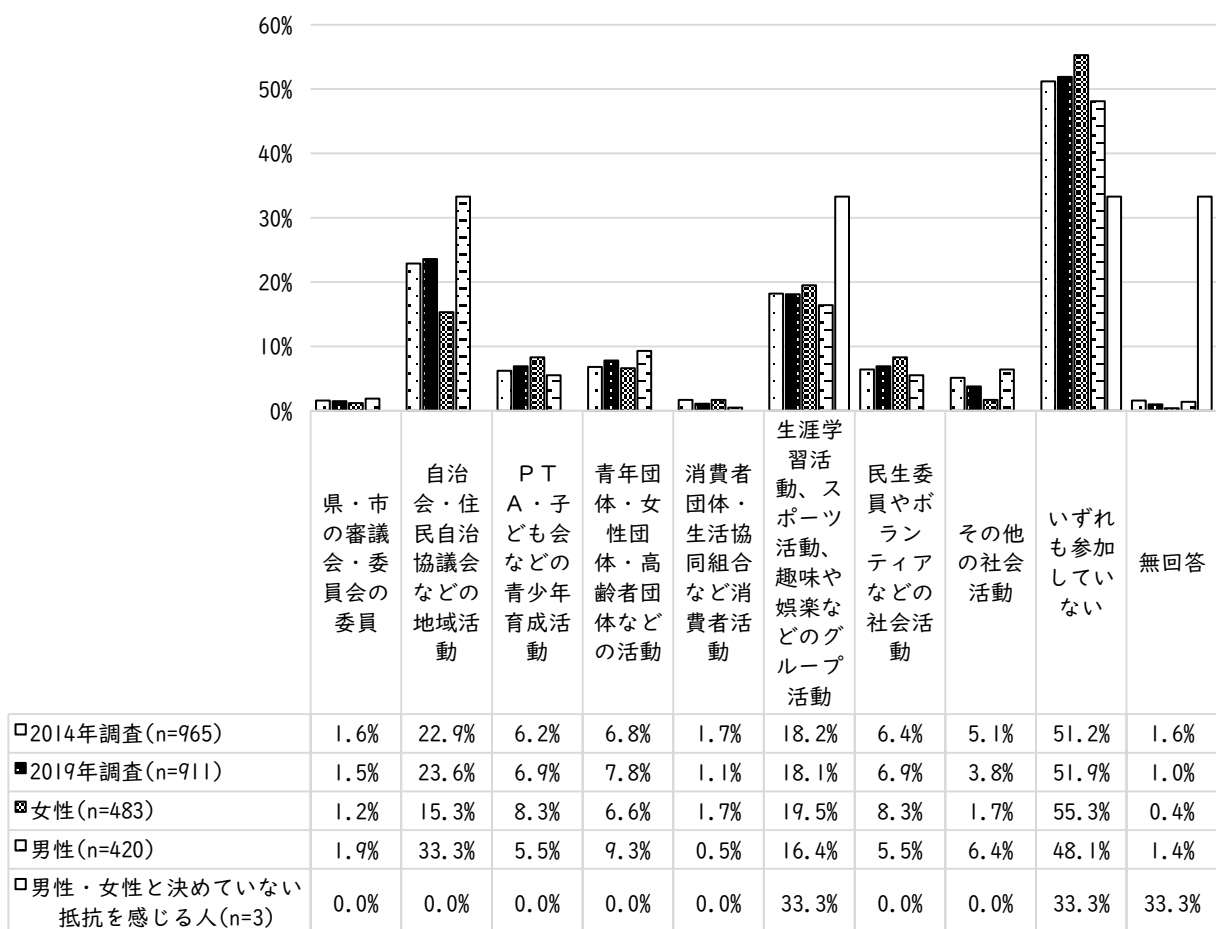
現 状 ・ 課 題

性別や年代に関わらず幅広い層の人々が社会活動・地域活動へ参画していくことは、地域コミュニティの活性化につながると考えられます。しかし、意識調査では、社会活動や地域活動に参加していない人が51.9%と半数を超えており、女性の参加していない人の割合は男性より7.2ポイント上回っています。

参加していない理由としては、「仕事が忙しく参加する余裕がない」、「興味がない」、「参加するきっかけがつかめない」が上位を占めており、より多くの人が社会活動等に参画できるように、仕事と家庭生活が両立できる環境整備や、どのような活動がなされているかを情報発信していくことが必要です。さらに、住みよいまちづくりを進めるため、方針決定の場へ女性が参画できるよう、環境を整える必要があります。

また、東日本大震災を含む過去の災害対応における経験を基に、災害時に男女共同参画の視点から適切な対応ができるよう求められており、平常時から女性が地域活動へ参画し、女性の意思が方針決定の過程に反映される仕組みづくりが必要です。

図8 参加している社会活動・地域活動について



具体的施策7

社会・地域活動における男女共同参画の推進のための市民力の醸成

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
13	住民自治協議会等における男女共同参画の推進	住民自治協議会等に対し、地域の意思決定の場へ女性が参画することを促進し、そのための研修会や講座などの情報提供を行います。 また、女性の参画率などの情報収集をします。
14	NPO※団体等との協働体制の確立	男女共同参画ネットワーク会議※会員や、市内で活躍するNPO団体等との協働を図ります。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、様々な地域活動等に性別・年代を問わず、積極的に参加するよう努めます。
- ・市民は、NPO活動等に参画して、行政との協働に積極的に取り組みます。

具体的施策8 防災における男女共同参画の促進

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
15	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の推進	避難所の運営にあたり、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮するよう、啓発していきます。
16	災害用備蓄	災害が起こったときに必要な物資について、男女のニーズの違いに配慮した備蓄を推進し、市民に対しても用意していただくよう啓発していきます。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、地域活動等のなかで男女がともに活動方針などを決定する場に平常時から参画するよう努めます。

具体的施策⑨ 女性のエンパワメント

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
17	男女共同参画ネットワーク会議の充実	ネットワーク会議会員が主体となって行うフォーラムの実行委員会や研修等の活動を通して、地域活動の核となる人材を育成します。
18	人材バンクの充実と活用	いろいろな能力や資格等を持つ人材を登録した人材バンクについて、より広い分野からの登録者が増えるよう促し、またその人材を各分野で活用できるよう支援します。
19	女性のリーダー養成講座の開催	女性が、社会のあらゆる場面で能力を発揮できるよう、エンパワメントを高めるための講座を開催します。
20	起業を支援する情報提供及び必要な知識等の獲得機会の提供	県や上野商工会議所、伊賀市商工会などの関係機関と連携し、起業を志す女性に対して、起業に関する知識等を習得できる講座等の学習機会の提供を行うことにより、支援を行います。
21	女性の能力向上・スキルアップのための支援	女性が政策や方針決定の場に参画できるよう、能力向上やキャリア形成※に向けた支援を行います。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、男女共同参画に関連する活動へ、積極的に参画するよう努めます。
- ・市民は、学習機会を活用して、自分自身をエンパワメントするよう努めます。

具体的施策 10 男女共同参画を進める男性リーダーの育成

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
22	男性リーダーのスキルアップのための支援	男性リーダーの醸成を図るための啓発、支援を行います。

市民・事業者等の役割

・市民は、男女共同参画に関連する活動へ、積極的に参画するよう努めます。

基本目標Ⅱ

男女の人権尊重

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し、豊かな社会を実現するためには、住民一人ひとりの人権尊重の意識を高めることが不可欠です。

社会の急速な進展により人権問題は多様化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、ネット上の匿名性を悪用した人権侵害、出身や性別で差別する人権を無視した雇用問題や、無意識の人権侵害などいわゆる人権尊重の理念が欠如している実態があります。

人々の意識や社会通念は、慣習やしきたりなど、生まれてから大人へと成長する間に、周囲の大人とのかかわり方や社会から受ける影響で培われます。このことを考えると、乳幼児期からの日常生活の中で、性別による固定的役割分担意識※をなくし、保育や教育を通して男女の平等意識や共同参画意識を育んでいくことが重要であり、保護者や地域住民に対する意識啓発により、差別を許さない地域づくりを進めていくことが必要です。

また、社会問題となっているDV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめ、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントやパタニティハラスメント等社会に存在するハラスメントの問題は、人権意識の欠如から生じるものです。これらの問題について市民に広く認識を持ってもらうためには、さらに啓発を推進することと併せて、DV 被害者の早期発見に努めることや、相談体制を明確にすることなど、被害者が孤立することのない環境の整備が必要です。

さらに、身体とこころの健康の問題や、性の多様性に関する理解を深めることに取り組むことも、人が尊厳をもって生きる上で重要な要素であり、人権の視点に立った対応が必要です。

性別や年齢、生まれた家庭環境や社会的な立場などにかかわらず、誰もが、どのような場面でも、一人の人間として尊重される社会をめざします。

数 値 目 標

指 標 項 目	実 績 H27	現 況 R1	目 標 R7
「男は仕事」「女は家庭・育児・介護」と思わない市民意識の割合	H26 年調査 47.1%	54.8%	60%
職場体験を通して自分の生き方や進路を深く見つめ直すことができた生徒の割合	—	89%	95%

基本施策4 男女共同参画を実現するための意識づくり

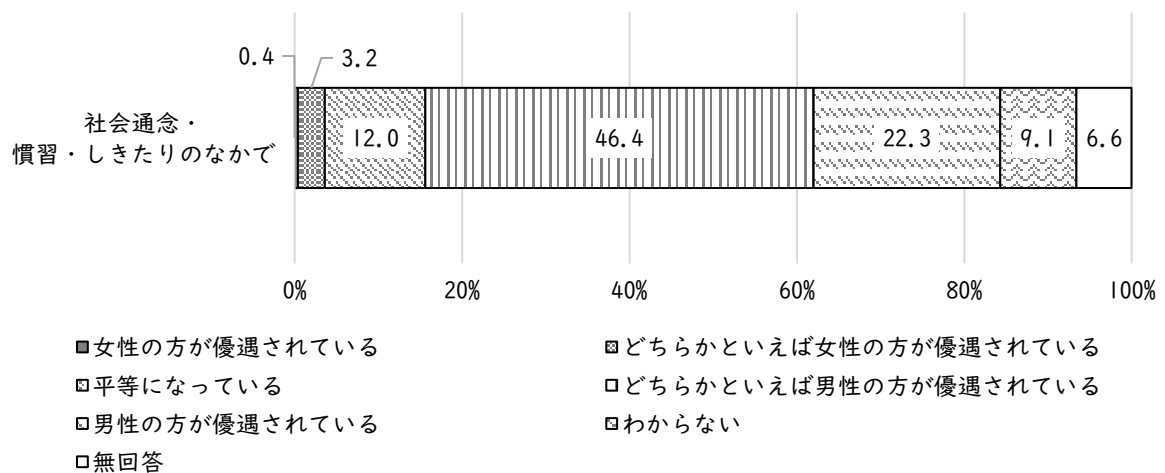
現 状 ・ 課 題

意識調査では、社会通念・慣習・しきたりにおいて、男性の方が優遇されていると思う人の割合が高くなっており、国が行った世論調査（2019（令和元）年）と比較すると「平等」の割合が 5.2 ポイント低くなっています。このため、引き続き人権問題地区別懇談会など様々な機会を捉え、男女共同参画の意識づくりを普及啓発していく必要があります。

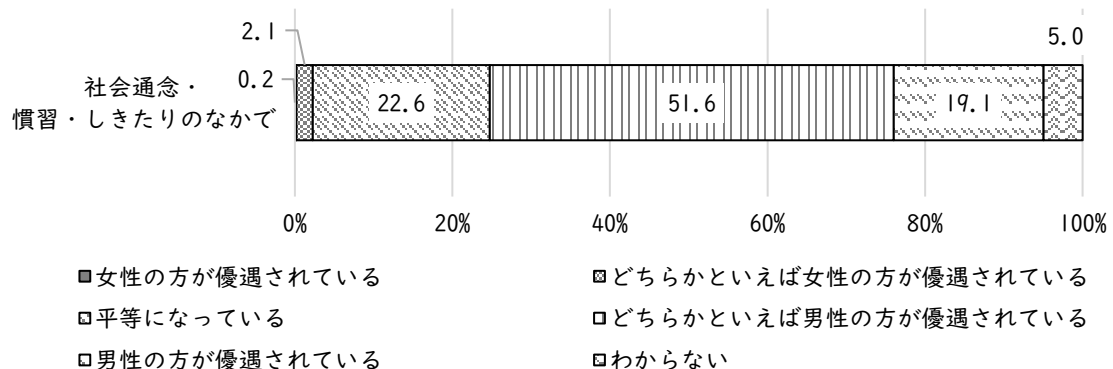
また、広報等の写真やイラストについて、性別による偏りがないかなどのチェック体制を強化する必要があります。

さらに、人権相談をはじめとする各種相談窓口で相談を受けた事案について、問題解決に向けた取り組みにつなげていくための体制づくりが必要です。

図 9 男女平等について



「伊賀市男女共同参画に関する意識調査」（2019（令和元）年）



「世論調査（内閣府）」（2019（令和元）年）

具体的施策Ⅱ 男女共同参画の意義・目的の周知徹底

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
23	法律等についての学習 機会の提供	国、県における男女共同参画に関わる法律・条例や「伊賀市男女共同参画都市宣言」「伊賀市男女共同参画推進条例」などについての意義・目的の周知に努めます。

市民・事業者等の役割

・市民・事業所等は、男女共同参画に関わる法律や条例について理解し、男女共同参画の取り組みの主体となるよう努めます。

具体的施策 12 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
24	地域団体等に対する慣行等の見直しの啓発	人権問題地区別懇談会を通して、地域における社会通念・慣習等の見直しについて啓発します。

市民・事業者等の役割

- ・市民は身近な慣行やしきたりについて歴史的背景を知り、男女平等の観点で見直しに努めます。

具体的施策 13 男女共同参画の視点での情報発信・活用力の育成

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
25	男女共同参画センター情報紙の発行	市民ボランティアスタッフの企画編集による情報紙「きらきら」を発行し、市内配布による啓発を行います。
26	情報の理解・判断力を高める講座の開催	メディア等から受け取る情報を、男女共同参画の視点で読み解く力を身につける講座を開催します。
27	青少年健全育成事業の推進	人権、男女共同参画の視点で、青少年を有害環境から守るための取り組みを推進します。
28	市広報紙における表現の点検	男女平等、男女共同参画の視点に立って、市広報紙の記事内容を点検します。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、男女共同参画によって活力のある社会が実現することの理解を深めます。
- ・市民は、講座等の機会を積極的に活用し、情報に対する判断力を養います。
- ・成人向けビデオ等を扱う事業者は、利用者の年齢制限を徹底します。
- ・事業者等の広告物等について、男女の従来の固定観念のみで描かないようにするとともに、性の商品化などで人権を侵害することのないようにします。

具体的施策 14 様々な困難をかかえる人々への対応

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
29	人権相談の充実	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の観点に立った相談や支援を行います。

市民・事業者等の役

- ・市民は、立場の違いや相手のかかえる困難を理解するように努め、互いを尊重する地域社会をつくれます。

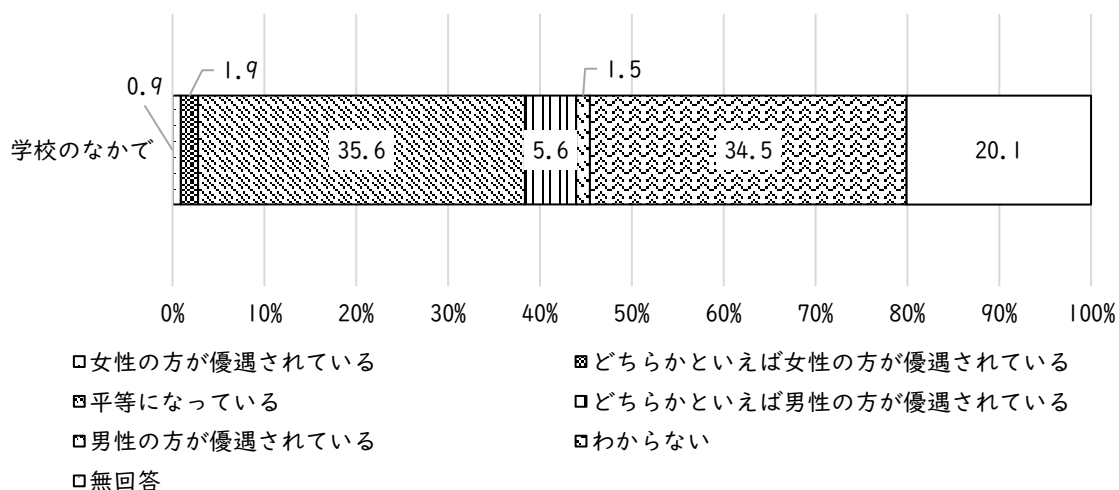
基本施策5 保育・学校教育・生涯学習等における 男女共同参画の推進

現 状 ・ 課 題

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識に根付いた性別による男女の固定的な役割分担意識が大きな壁となっています。

学校教育や生涯学習などの場では、男女共同参画の視点に立った学習活動を継続して行い、さらに、子どものころから性別を問わず生活を営むために必要な知識や技術を習得することなどの大切さを学べるよう、指導内容に留意することが必要です。

図 10 男女平等について



具体的施策 15 子どものころからの男女平等の保育・教育の推進

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
30	男女平等の保育・教育に関する研究の推進と研修の充実	すべての学校で、男女共修で行う授業や、実践交流を行います。また、男女平等の保育・教育の研究を推進し、研修等による意識啓発や、職員間における指導方法等の共有化を図ります。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、学校と地域が連携した講演や研修などに、積極的に参加するよう努めます。
- ・市民は、ゲストティーチャー※の依頼に応じるよう努めます。

具体的施策 16 学校生活を通した男女共同参画の浸透

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
31	男女共同参画社会をめざした教育の推進	すべての学校において、「総合的な学習の時間」「特別活動」「道徳」等の時間を活用し、男女共同参画をテーマにした教育の実践を行います。
32	職場体験、ボランティア等の体験活動の充実	すべての学校において、性別にこだわることなく、将来どのような仕事に就きたいのか、どのような生き方をしたいのかを見つけることを大事にしたキャリア教育※を推進します。
33	学校生活の役割における男女共同参画の浸透	すべての学校で、清掃・給食当番や委員会活動等の日常の学校生活を通して、男女が協力して自主的に行動しようとする態度を培います。
34	職員の校務分担における男女共同参画の推進	すべての学校で、性別にこだわることなく、教職員個々の適性を尊重した校務分掌に就くことを推進します。
35	女性教員への管理職試験の受験推奨	教育現場で女性が管理職になることの意義をふまえ、女性教員が積極的に管理職試験を受験するよう働きかけます。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、児童・生徒の体験活動の趣旨を理解し、協力します。
- ・市民は、学校運営の男女共同参画に理解を深めます。
- ・事業者は、児童・生徒の職場体験を積極的に受け入れます。

具体的施策17 男女共同参画社会の実現に向けた生涯学習の推進

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
36	講座等を通じた男女共同参画の学習	人権問題地区別懇談会、生涯学習推進事業等において、引き続き男女共同参画をテーマに取り上げ、学習を進めます。また、男女共同参画フォーラムや男女共同参画をテーマとした講座やワークショップ※を開催し、市民の学習機会を提供します。
37	サークル活動を通じた男女共同参画の促進	生涯学習サークル活動団体に対し、男女共同参画について啓発します。さらに、誰もが希望するサークルに参加出来るよう推進します。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、講座等へ積極的に参加するよう努めます。
- ・市民は、学習活動の運営を、男女共同参画の視点で進めるよう努めます。

具体的施策18 男女共同参画の視点に立った学習活動の支援

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
38	男女共同参画に関する情報の収集と提供	国・県・関係機関からの広報紙、情報紙等を広く提供します。
39	男女共同参画に関する図書の充実	男女共同参画に関する資料を充実し、ホームページ等で情報提供して、市民に利用してもらうよう努めます。

市民・事業者等の役割

・市民は、市が提供する情報や図書の積極的活用にあつめます。

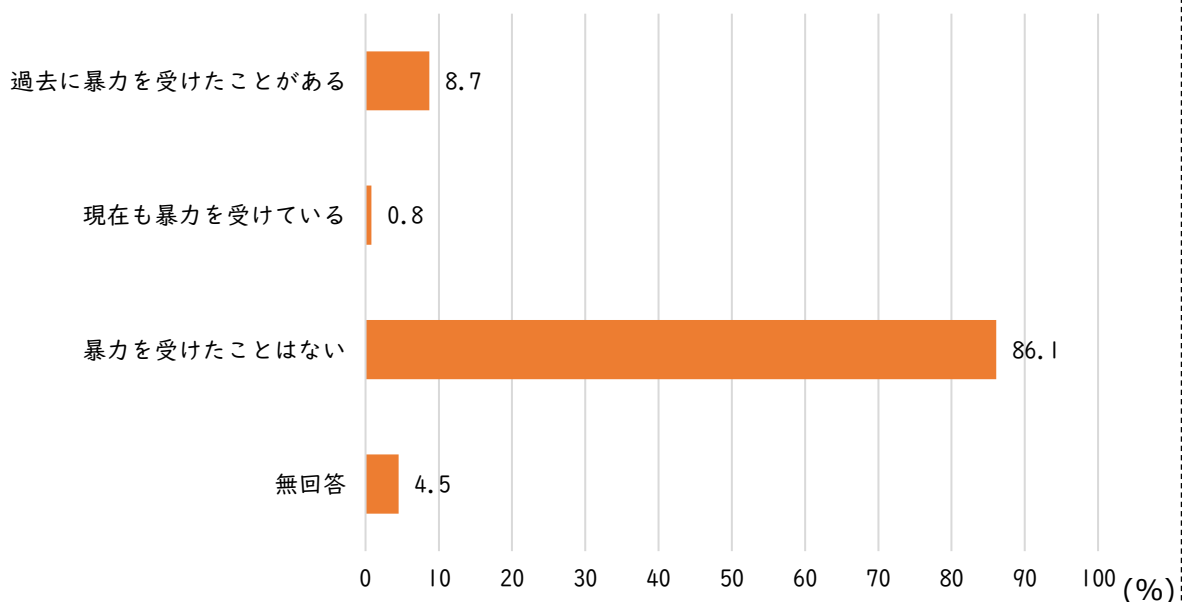
基本施策6 あらゆる暴力の根絶

現 状 ・ 課 題

意識調査では、DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けた経験のある女性は約 1 割となっており、特に中年期の人でDVを受けた経験がある女性の割合が高く、DV予防の啓発が重要となっています。この中には、加害者が気づかずにDVをしていることも懸念されるため、市民団体等だけでなく教育現場とも協働して、DVやデートDV※について学習機会を提供していく必要があります。また、DVの相談機関について、身近な相談窓口の周知や相談体制の強化を図る必要があります。

また、雇用の場におけるセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等について改正男女雇用機会均等法に基づき、事業者に対しその防止に向けた啓発を行う必要があります。

図 11 DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けた経験



具体的施策 19 暴力を許さない社会への意識啓発

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
40	女性に対する暴力の社会的認識の浸透	DV、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力が人権侵害であることや暴力が起こる社会的背景についての理解を深めるため、リーフレット等の配布やパネル展により啓発を図ります。
41	DV 防止法、ストーカー規制法等の学習機会の提供	NPO団体及び教育現場と協働して、法的知識の学習機会を提供します。
42	加害者にならないための啓発	NPO団体及び教育現場との協働によるデートDVの啓発をはじめ、加害者にならないための啓発を図ります。
43	性犯罪、売買春、ストーカー等についての学習機会の提供と啓発	全ての中学校で、性犯罪、売買春、ストーカー等についての学習会・研修を行います。
44	地域の犯罪防止に配慮した環境の取組	公共施設や不特定多数の人が利用する施設のパトロールを実施し、性犯罪につながる恐れのある掲示物や差別落書きの早期発見、人権侵害の未然防止に努めます。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、配偶者などに対する暴力は重大な人権侵害であり、犯罪であるという認識を持ちます。
- ・市民は、法的知識の学習機会を積極的に活用し、暴力を容認しない姿勢を持つよう努めます。

具体的施策 20 DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者に対する相談の充実と支援

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール(目標)】



行政の役割

事業		事業の概要
45	相談体制の充実	心のケアに配慮し、電話や面接による相談を気軽にできる体制を充実します。
46	関係機関と連携した具体的支援の充実	各関係機関と連携して、緊急一時保護や救援活動などの支援を行います。
47	窓口対応における被害者保護の徹底	DV、ストーカー等の被害者保護のための住民基本台帳事務等における支援措置など窓口対応について、職員間の認識を共有し、保護の徹底を図ります。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、被害を受けたときは、相談機関に相談します。
- ・市民は、支援機関や情報を活用します。

具体的施策 21 セクシュアルハラスメント等防止への取組

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
48	セクシュアルハラスメント等防止への啓発	セクシュアルハラスメント等の防止に向けた啓発に努めます。また各種ハラスメントに対する認識を深め、防止するための研修を充実します。
49	セクシュアルハラスメント等対応体制の確立	職場や学校におけるセクシュアルハラスメント等を防止するために、相談窓口の周知、対応担当者・管理職への研修を徹底し、対応体制を強化します。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、セクシュアルハラスメント等を受けたときは、毅然とした態度で対処し、必要に応じて相談機関を利用します。
- ・市民は、相手の気持ちに敏感になり、ハラスメント等を許さない行動をします。
- ・事業者は、職場のセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止対策を図ります。
- ・事業者は、男女が対等な職場環境づくりを行います。

基本施策7 生涯を通じた心身の健康づくり

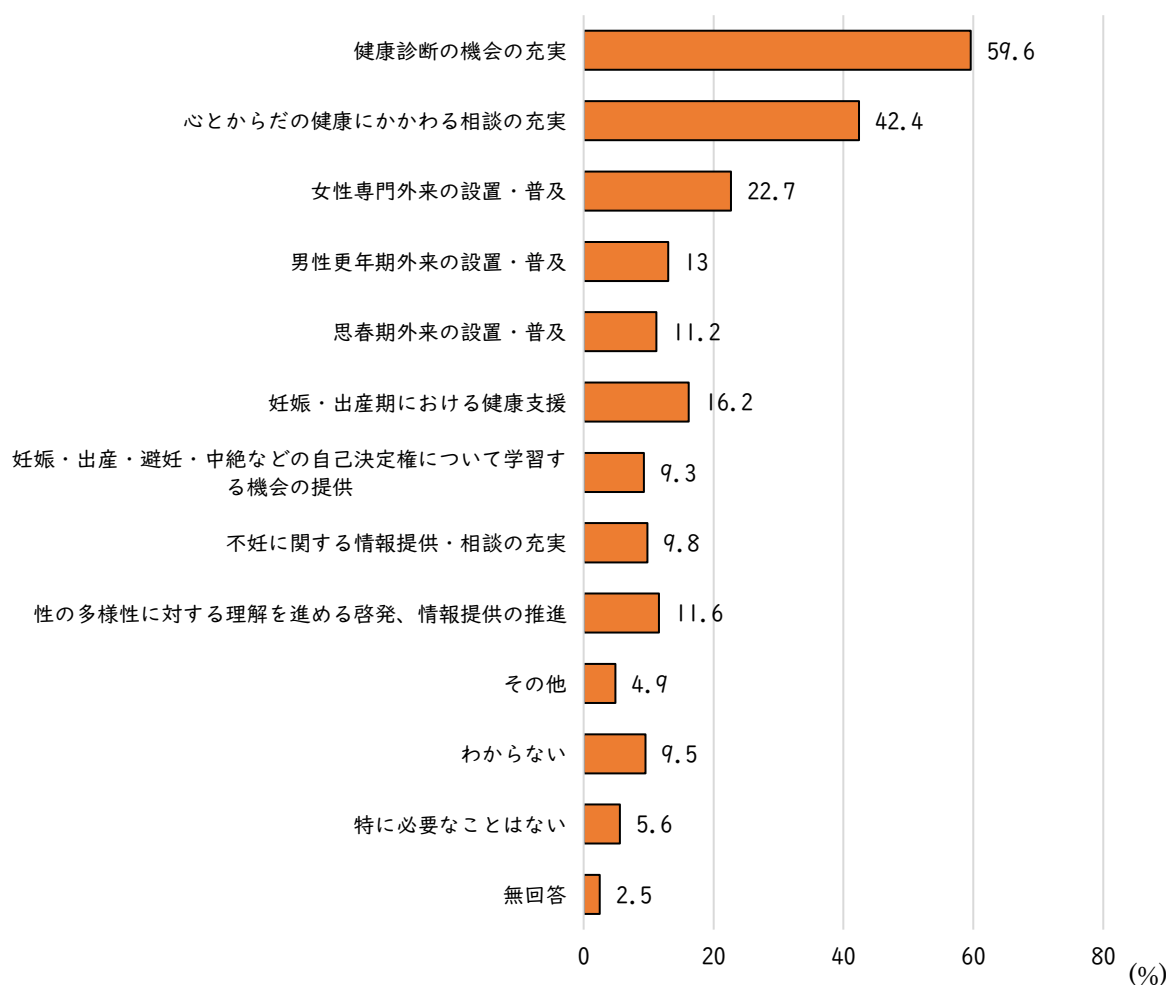
現 状 ・ 課 題

男女がお互いのからだについて理解し、思いやりをもち、生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることは、男女共同参画社会を形成する上での前提です。

女性は妊娠や出産に関わる身体への負担が大きく、加えて男女がそれぞれ異なる健康上の問題に直面することから、性別による特有の健康管理や病気に対する理解を普及啓発するとともに、性差に応じた専門相談窓口の紹介などの取り組みを推進していく必要があります。

また、出産や性に関する正しい知識、身体の健康や周産期の配慮について、互いの理解を啓発するとともに、思春期を迎えた子どもには、学校教育を通して、自尊感情の確立と性の理解を促す性教育の充実が必要です。

図 12 健康のために必要な取り組みについて



具体的施策 22 出産や性に関する健康と人権の尊重

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
50	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※の浸透	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての情報提供、普及啓発を進めます。学校においては、一人ひとりがかげがえのない存在であるという観点の「生命の誕生」「生命の尊重」の学習を進めます。

市民・事業者等の役割

・市民は、女性の性と生殖に関する健康と権利について、理解するよう努めます。

具体的施策 23

性の多様性に対する理解を進める啓発、情報提供の推進

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
51	多様な性自認※・性的指向※への理解促進と支援	あらゆる分野における性の多様性に関する教育・啓発を進めます。

市民・事業者等の役割

・市民及び事業者等は、多様な性自認・性的指向についての正しい認識を学習し、地域社会や職場等における共生社会の実現をめざします。

具体的施策 24 男女の性差に応じた医療・相談の充実

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
52	専門外来※の情報提供	近隣の医療機関の専門外来についての情報提供を行います。

市民・事業者等の役割

・市民は、専門外来を活用し、効果的な医療を受けるよう努めます。

具体的施策 25 こころの健康支援

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
53	こころの健康づくりに関する啓発及び支援体制の整備	こころの健康づくりの重要性を理解し、推進していくための機会を提供します。また、専門機関と連携し、相談窓口を設置するなど支援体制の整備に努めます。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、こころの健康問題に対する関心を高めるよう努めます。
- ・市民は、日ごろから一人で悩まずに、気軽に相談窓口を利用します。
- ・市民は、家族や職場の仲間の変調に気づいたときは、相談や受診を勧めます。

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
54	学校における健康教育の充実	すべての学校で、思春期におけるからだところの健康問題に対応する健康教育を行います。
55	ライフステージに応じた健康診断と健康相談の充実	妊娠・出産期、更年期など、それぞれのライフステージを健やかに過ごすための健康診断、健康相談を充実させます。
56	妊娠・出産期に関する男性の理解の促進	男性に対し、女性の妊娠・出産期の心身の負担について理解する機会を提供し、男性の育児参加を促します。
57	発達段階に応じた性教育の実施	すべての学校において、発達段階に応じた年間指導計画を作成し、性教育を推進します。
58	性教育教材、カリキュラムの研究	すべての学校において、発達段階に応じた自尊感情の確立と性の理解を促す教材・カリキュラムの研究を進めます。
59	関係機関と連携した性教育の推進	医師会等の関係機関と連携して、性感染症やこころの問題に対する正しい理解の浸透を図ります。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、年に1回は健康診断を受けるよう努めます。
- ・市民は、ライフステージに応じた健康課題について、理解を深めます。
- ・市民は、妊娠・出産期の女性の心身の状態や生まれてくる子どもについて、理解を深めます。
- ・市民は、家庭において、子どもと性の問題を話し合える機会をつくるよう努めます。
- ・市民は、子どもに対する性教育の必要性を理解し、大人自身も正しい知識を身につけるよう学習に努めます。
- ・事業者は従業員が各種健（検）診を受診する機会を提供するよう努めます。

基本目標Ⅲ

ワーク・ライフ・バランス

意識調査を見ると、前回調査（2014（平成26）年度実施）と比べて「男は仕事、女は家庭・育児・介護」という考え方を否定する人の割合が47.1%から54.8%に増加し、固定的性別役割分担意識※が薄れてきていることが見て取れます。しかし、実際の生活では、生活費の確保は男性が、家事・育児・介護は女性が担っていることが多く、考え方と現状にはギャップがあります。

女性が職業を持つことについては、子どもができてみずっと職業をもち続けるのをよしとする人が多く、女性が職業生活で力を発揮できるよう、仕事と家庭生活等を両立するための支援が不可欠です。

一方で、男性の生活は仕事中心である場合が多く、その結果家事・育児・介護への参画、地域活動や自己啓発なども十分行うことができない状況であったことがうかがわれます。

仕事と家庭生活、また地域活動などがバランスよく行われる生活は、心に豊かさをもたらします。男女が共に心豊かでゆとりある生活を送れるよう、だれもが仕事と家庭生活等の両立を可能にする支援を行います。

数 値 目 標

指 標 項 目	実 績 H27	現 況 R1	目 標 R7
市内の小学校のうち放課後児童クラブでの受け入れ可能小学校の割合	64%	76%	100%
市男性職員の育児休業取得者数	1人	5人	毎年2人
「男は仕事」「女は家庭・育児・介護」と思わない市民意識の割合（再掲）	H26年調査 47.1%	54.8%	60%

基本施策8 調和のとれた仕事・家庭・地域生活の推進

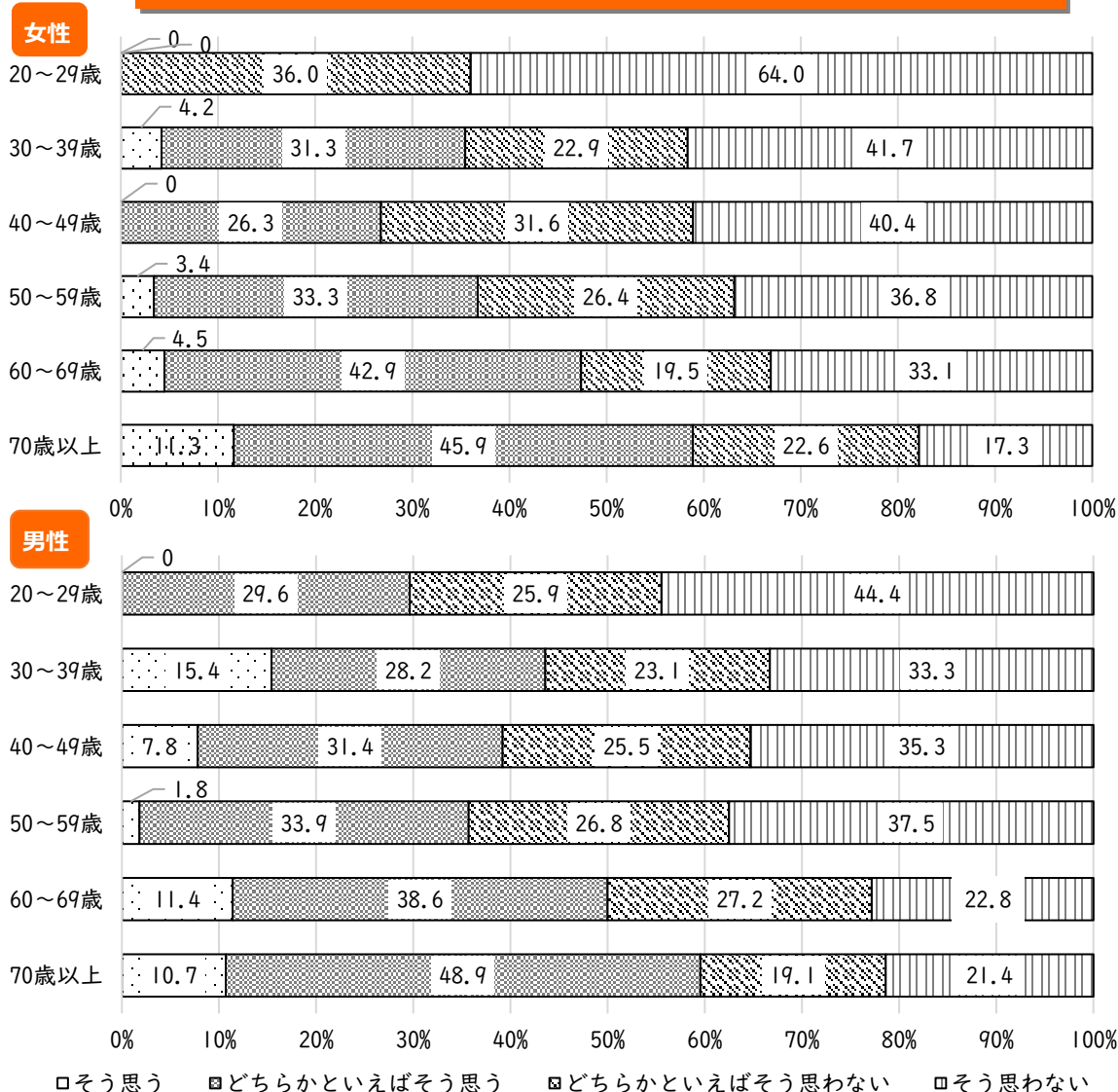
現 状 ・ 課 題

共働き世帯が増え、ライフステージに左右されず女性が継続して仕事に就くことが望ましいと考える人が増えるなか、仕事と家庭生活の両立が一層求められています。それに相まって、生活の中心が仕事と考える男性の働き方の見直しも求められています。

意識調査では、「男は仕事、女は家庭・育児・介護」と考える人は、年齢が上がるほど高い割合を占めており、性別による男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて、中高年を中心とした啓発を強化する必要があります。

また、子育て中またはこれから子どもを持つとする世代の女性から、家庭生活と仕事を両立するための支援を強く求められており、妊娠・出産を経ても働き続けられる支援の充実が必要です。

図 13 「男は仕事、女は家庭・育児・介護」という考え方について



具体的施策 27 行政・企業における両立支援の推進

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
60	伊賀市子ども・子育て支援事業計画の推進	伊賀市子ども・子育て支援事業計画に基づき、ワーク・ライフ・バランス※を推進します。
61	事業者に対する両立支援の働きかけ	事業者に対し、育児・介護休業制度や時間外労働の制限、勤務時間の短縮など、仕事と生活の両立支援に係る制度の定着及び利用促進を、企業訪問やセミナー開催により働きかけます。また、「イクボス※」を養成する講座を開催します。
62	労働時間短縮の推進	「ノー残業デー」の設定、有給休暇の取得促進など市における労働時間短縮を図るとともに、事業者に対しても労働時間短縮を働きかけます。
63	育児・介護休業の取得促進	次世代育成支援特定事業主行動計画※の実効的な推進を図ることにより、一般事業主行動計画の推進を促します。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策の趣旨を理解し、子どもを見守り支援していく意識を深め、自分にできる協力を行います。
- ・市民は、働く男女の仕事と育児・介護の両立への理解を深めます。
- ・働く男女は、様々な支援サービスを利用し、仕事と家庭生活の両立をめざします。
- ・事業者は、従業員の仕事と育児等の両立支援策の実施に努めます。
- ・事業者は、労働時間短縮に努めます。
- ・事業者は、従業員の育児・介護休業の取得を促進します。

具体的施策 28 家庭生活における両立支援の推進

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
64	家庭教育への男性の参加促進	男女共同参画社会実現に向けて、父親が子育てに積極的に関わるよう、講演会などを開催します。また、学校・幼稚園・保育所（園）や地域において、男性が家庭教育へ参加しやすい体制をつくります。
65	男性の家事自立をめざす講座の開催	男性向け料理教室など、男性が生活面の技術を習得するための講座を開催します。
66	男女共同参画の家庭生活の支援	男女がともに参加できる講座の開催など、男性の家庭生活の充実につながる機会を提供します。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、性別にかかわらず、子どもの人権を尊重した子育てや家庭教育に努めます。
- ・市民は、家庭教育へ積極的に参加するよう努めます。
- ・市民は、講座等に積極的に参加するよう努めます。
- ・市民は、仕事と家庭生活とのバランスがとれた生活を送るよう努めます。

具体的施策 29 子育て・介護支援の充実

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
67	子育て相談・支援体制の充実	伊賀市子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子育てができるよう相談・支援体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭等の自立に向けた、生活・就業支援、経済的支援の充実に努めます。
68	地域支援の充実	伊賀市高齢者福祉計画に基づき、高齢者が安心して地域で住み続けられるよう、地域支援体制の充実に努めます。
69	障がい者福祉サービスの充実	伊賀市障がい福祉計画及び伊賀市障がい者福祉計画の進捗状況の確認や評価を行い、障がい者福祉サービスを充実させます。
70	高齢者相談窓口の充実	地域包括支援センターを中心とした高齢者相談窓口の充実及び支援体制の強化を図ります。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、支援サービス等を利用しながら、自分の能力の維持向上に努めます。
- ・市民は、援助の必要な人を地域で支えあうよう努めます。
- ・事業者は一人ひとりのニーズにきめ細かく対応し、質の高いサービスを提供していくために、意識や技術を一層高める研修等に参加します。

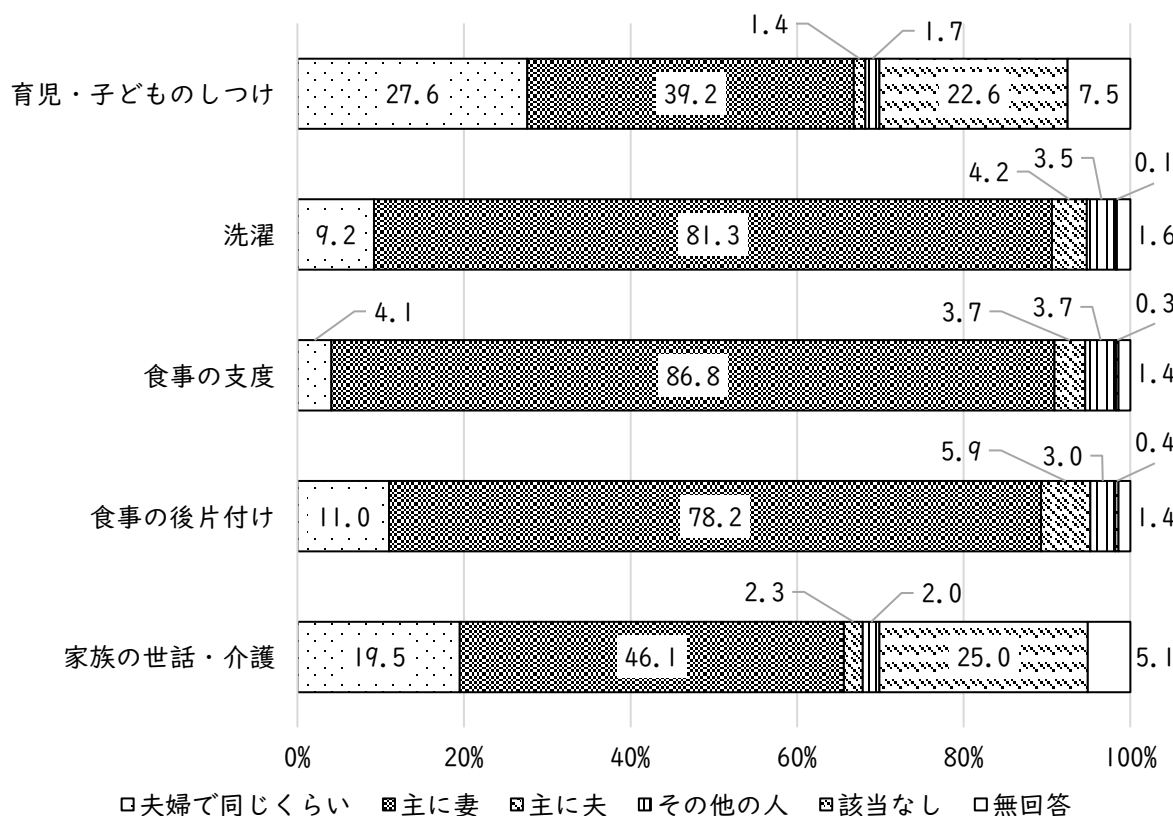
基本施策9 家庭生活における男女共同参画の推進

現 状 ・ 課 題

意識調査では、家庭の中での役割分担について「洗濯」「食事の支度」では8割以上が「主に妻」、「食事の後片付け」では8割弱が「主に妻」が行っているという結果でした。また、「家族の世話・介護」は「主に妻」という人が前回調査より増えていますが、「主に夫」という人も1.4ポイント増えています。

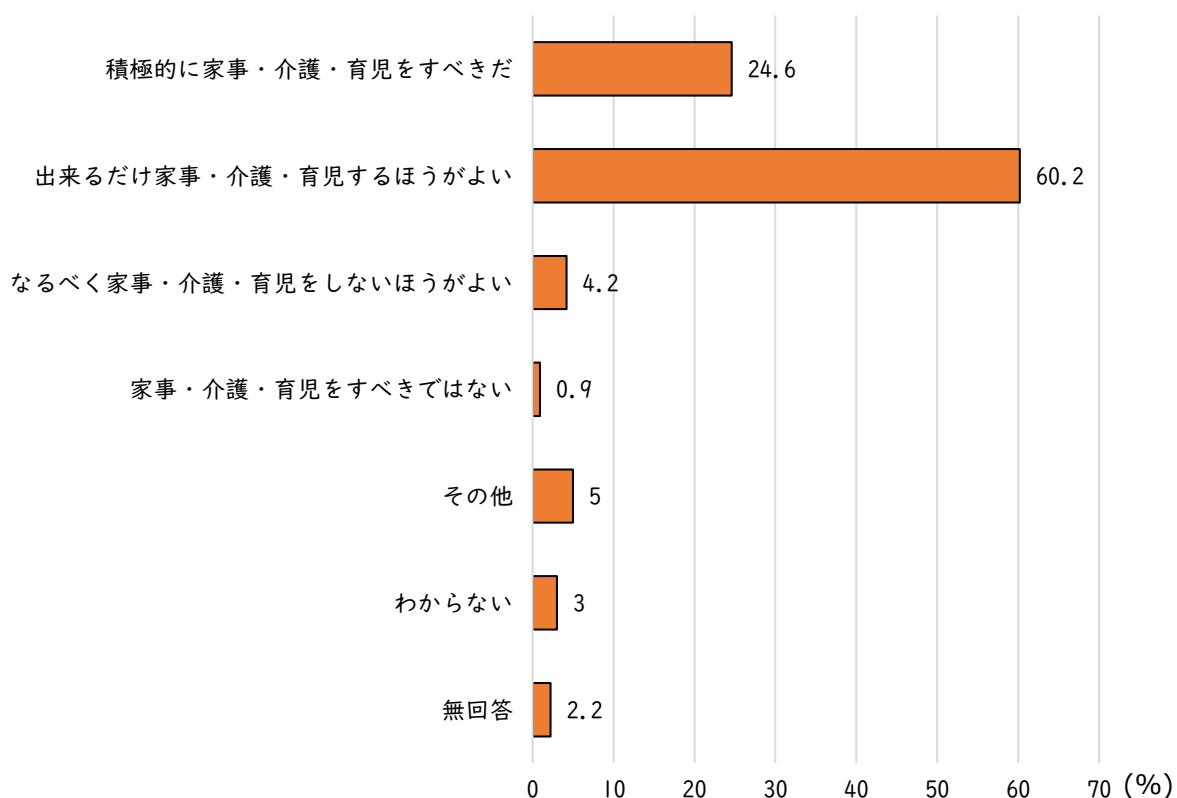
一方、「育児・子どものしつけ」では、「夫婦で同じくらい」という人が前回調査より5.0ポイント低くなっており、家族が協力して行うという意識の啓発も継続していく必要があります。

図 14 家庭の中での役割分担



男性ができるだけ家事・介護・育児などをするについて聞くと、出来るだけの方がよいと考える人が高い結果でした。「積極的にすべき」「出来るだけの方がよい」を合わせた割合を見ると、前回調査より3.7ポイント高くなっています。

図 15 男性が家事（炊事・洗濯・掃除）・介護・育児などをするについて



仕事と家庭生活などの両立を実現するためには、家事や介護に関して女性の負担を軽減し、男性に向けた参画への啓発をするとともに、介護に関わる公的サービスについて情報提供を広く行う必要があります。

具体的施策 30 家事・育児・介護への男女共同参画の推進

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



行政の役割

事業		事業の概要
71	介護における男女共同参画の推進	性別に関わらず、家事や介護をともに担うことができるよう教室の開催や広報紙などによる啓発を行います。
72	男性の育児参加の促進	男性が育児に関する知識を学習する機会を提供するとともに、子育ては男女がともに行うという意識を啓発します。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、家庭における男女共同参画の必要性について理解を深め、育児や介護を男女共に積極的に担います。
- ・市民は、介護に対する理解を深め、介護保険制度などを活用することで、家庭での介護負担の軽減を図ります。
- ・市民は、支援サービス等を利用しながら、自分の能力の維持向上に努めます。
- ・市民は、育児や介護の知識や技術を習得する機会に、積極的に参加するよう努めます。